

資料 1

愛媛県植物くゑん蒸所

指定管理者業務仕様書

## 目 次

第 1	くん蒸所の基本方針等 .....	1
1	管理運営に係る基本理念	
2	関係規定の遵守	
3	管理運営を行うに当たっての留意事項	
第 2	使用時間及び休所日 .....	3
1	使用時間及び休所日	
2	使用時間の変更及び臨時休所	
第 3	指定管理者が業務を行う区域 .....	3
第 4	指定管理者が行う業務の範囲 .....	3
1	くん蒸所の使用に関する業務	
2	くん蒸所の管理に関する業務	
3	管理運営業務	
4	その他管理運営に必要な業務	
第 5	くん蒸所の使用に関する業務の基準 .....	3
1	施設使用許可業務	
2	その他必要な業務	
第 6	くん蒸所の管理に関する業務の基準 .....	5
1	くん蒸所の維持管理に関する業務	
2	その他必要な業務	
第 7	管理運営業務の基準 .....	6
1	組織及び人員配置	
2	個人情報の保護	
3	情報の公開	
4	事業計画書等の作成	
5	事業報告等	
6	事業評価業務	
7	関係機関との連絡調整	
8	指定期間終了後の引継ぎ業務	
第 8	その他管理運営に必要な業務の基準 .....	8
1	広告事業の実施	
2	監査	
3	指定管理業務期間の前に行う業務	
4	リスクの分担及び保険への加入	
第 9	モニタリング .....	9
1	モニタリングの方法	
2	業務不履行時の処理	
別記 1	総合設備点検	
別記 2	受電設備保安管理業務	
別記 3	個人情報取扱特記事項	
別添 1	指定管理者が業務を行う区域	
別添 2	協約書	

# 愛媛県植物くん蒸所指定管理者業務仕様書

本書は、「愛媛県植物くん蒸所指定管理者募集要項（以下「要項」という。）」と一体のものであり、愛媛県植物くん蒸所（以下「くん蒸所」という。）の管理運営業務を指定管理者が行うに当たり、愛媛県（以下「県」という。）が、くん蒸所の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に要求する管理運営の業務内容及びその基準等を示すものである。

## 第1 くん蒸所の基本方針等

### 1 管理運営に係る基本理念

指定管理者は、自らの責任と判断によって、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの向上を図っていく必要があるが、特に、くん蒸所の指定管理者は、次の各項目に留意して管理運営を実施しなければならない。また、指定管理者は、くん蒸所が所在する総合保税地域の被許可者である愛媛エフ・エー・ゼット株式会社（以下「FAZ(株)」という。）等関連機関と連携、協調し、運営にあたらなければならない。

- (1) くん蒸所の目的及び機能に基づいた管理運営を行うこと。
- (2) 公の施設であることを常に念頭に置いて、使用者への奉仕及び公平なサービスの提供に努め、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (3) 事業計画書等に基づき、使用者が快適に施設を使用できるよう適正な管理運営を行うとともに、効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の縮減に努めること。
- (4) 使用者の意見を管理運営に反映させ、使用者の満足度を高めていくこと。
- (5) 所内での使用者の安全に配慮し、事故防止に努めること。
- (6) 県と密接に連携を図りながら管理運営を行うとともに、県の施策に対し積極的に協力するよう努めること。

### 2 関係規定の遵守

指定管理者は、くん蒸所の管理運営を行う上では、次に掲げる法令等をはじめ、関係する規定を熟知し遵守しなければならない。そのほか、指定管理者は、この仕様書、その他の定めにより、あらかじめ、くん蒸所の管理運営に必要な規程を定め、県に報告しなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）
- (3) 愛媛県植物くん蒸所管理条例（平成17年愛媛県条例第60号。以下「くん蒸所条例」という。）
- (4) 愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）
- (5) 愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）
- (6) 愛媛県行政手続条例（平成7年愛媛県条例第48号）
- (7) 関税法（昭和29年法律第61号）

- (8) 植物防疫法（昭和25年法律第151号）
- (9) 輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）
- (10) くん蒸倉庫指定要綱（昭和46年2月6日45農政第2628号農政局長通達）
- (11) 植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱（昭和43年4月22日43農政B第699号）
- (12) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）
- (13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

### 3 管理運営を行うに当たっての留意事項

指定管理者は、管理運営を行うに当たり、特に、次の点に留意しなければならない。

#### (1) 事故の予防及び緊急時の対応

ア 指定管理者は、施設内での事故の予防対策や発生時の対処、災害等緊急時の使用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応計画（安全管理マニュアル等）を作成し、事故の未然防止に万全を期すとともに、緊急事態の発生時には的確に対応すること。

イ くん蒸所の使用者等の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、緊急時には的確な対応を行うこと。

ウ 指定管理者は、施設内での火災、犯罪、疾病等の防止に努めるとともに、発生時には的確に対応すること。

エ 災害などにより、県がくん蒸所を住民避難場所として使用する必要があると認めるときは、その指示に従うこと。

(2) 指定管理者は、くん蒸所の管理運営に係る収入及び支出の状況について、適切に帳簿に記帳するとともに、当該収入及び支出に係る帳簿及び証拠書類については、会計年度終了後から起算して、帳簿については10年間、証拠書類については5年間保存すること。

また、これらの関係書類について、県が閲覧を求めた場合は、これに応じること。

(3) 省エネルギーに努めるとともに廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。

#### (4) 喫煙対策

公の施設であることを勘案し、屋内は原則として禁煙とすること。また、屋外でも、できる限り喫煙場所を限定し、喫煙場所以外での喫煙は固く禁ずること。

#### (5) その他

ア 指定管理者は、業務を実施するために必要な官公署の免許、許可、認定等を受けていること。また、個々の業務について再委託を行う場合には、当該業務について当該再委託先が、それぞれ上記免許、許可、認定等を受けていること。

イ くん蒸所の運営に従事する職員は、名札を着用するなど、常に使用者に施設職員と分かるようにすること。

## 第2 使用時間及び休所日（くん蒸所条例第4条及び第5条）

### 1 使用時間及び休所日

- (1) 使用時間 終日
- (2) 休所日 なし

### 2 使用時間の変更及び臨時休所

指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、使用時間を変更し、臨時に休所することができる。

## 第3 指定管理者が業務を行う区域

指定管理者が業務を行う区域は別添1のとおりとする。

## 第4 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務は、要項3に定めるほか、具体的業務は以下のとおりであり、各業務の基準は、第5から第8までに定めるとおりとする。

### 1 くん蒸所の使用に関する業務

- (1) 施設使用許可業務
- (2) その他必要な業務

### 2 くん蒸所の管理に関する業務

- (1) くん蒸所の維持管理に関する業務
- (2) その他必要な業務

### 3 管理運営業務

- (1) 事業計画書等の作成
- (2) 事業報告等
- (3) 事業評価業務
- (4) 関係機関との連絡調整
- (5) 指定期間終了後の引継ぎ業務

### 4 その他管理運営に必要な業務

## 第5 くん蒸所の使用に関する業務の基準

### 1 施設使用許可業務

#### (1) 使用の許可

ア くん蒸所を使用する場合は、指定管理者の許可（変更許可を含む。）が必要となる。このため、指定管理者は、許可の手続きについて、あらかじめ定めること。（くん蒸所条例第6条）

イ 指定管理者は、下記の業務（くん蒸所条例第6条から第8条に基づく業務）にかかる基準及びその様式を定めること。なお、指定管理者は、使用の許可に当たっては、公平な使用を確保しなければならないということに留意して、基準を作成すること。

#### (ア) 使用許可手続き

- (イ) 使用の許可
- (ウ) 使用許可の変更、取消し
- ウ 使用の許可に当たっては、次の点に留意すること。
  - (ア) 施設等の使用の申込受付は原則として先着順とし、使用の許可に当たっては、公平な使用を確保すること。
  - (イ) くん蒸作業時、近隣へ悪影響を及ぼさないよう指導すること。
- (2) 行政手続条例の適用  
指定管理者がくん蒸所の利用者に対して行う許可等の処分には、愛媛県行政手続条例が適用される。
- (3) 使用の案内
  - ア くん蒸所には、専用の電話が設置されていないため、指定管理者は、くん蒸所の申し込みや問い合わせ等に対応するため、適切な措置を講ずること。
  - イ 施設見学等について、適切な対応を行うこと。
  - ウ 施設の使用等について、利用者、住民等から苦情があった場合は、適切な対応をすること。また、その内容を県へ報告すること。
- (4) 施設等の使用方法と注意事項の説明  
指定管理者は、使用者が施設等を安全かつ円滑に使用できるよう、使用方法、注意事項の十分な指導、説明、助言を行うこと。

## 2 その他必要な業務

- (1) 施設使用時の立会
  - ア くん蒸作業実施時には、立会を行うこと。
  - イ くん蒸実施前には、以下の業務を行う。
    - (ア) くん蒸庫内の温度を、くん蒸に適した温度になるよう調節すること。
    - (イ) ガス漏れ検知器のスイッチを入れ、1時間以上暖機運転を行っておくこと。
    - (ウ) 気化器のスイッチを相当時間前から入れ、作業準備を行っておくこと。
    - (エ) 水タンクや廃液タンクに漏れがないか、苛性ソーダタンクの貯蓄量が十分かどうか確認をしておくこと。
  - ウ くん蒸作業中には、適宜施設の外観を目視により点検すること。
  - エ くん蒸実施のつど、くん蒸実施記録表を作成し、植物防疫所に提出すること。(くん蒸所が所在する地域を管轄する植物防疫所は、神戸植物防疫所坂出支所松山出張所)
- (2) 指定管理者は、植物防疫所等の指導のもと、所要の業務を適正に行うこと。使用者と業務分担等の協約書を締結する必要があるときは、同所の指導に基づき使用者と協約書を締結するものとする。なお、現指定管理者が使用者と締結している協約書の内容は、別添2のとおり。
- (3) 指定管理者は、施設の利用者から、施設使用料のほか、使用実態に応じて、次の費用について実費の負担を求めることができる。  
使用電力料、水道代、中和剤（苛性ソーダ）購入費、廃液（シアン化ナトリウム）処理費

(中和剤購入、廃液処理については、「第6 くん蒸所の管理に関する業務の基準」を参照。)

## 第6 くん蒸所の管理に関する業務の基準

### 1 くん蒸所の維持管理に関する業務

指定管理者は、くん蒸所の機能と環境を良好に維持し、サービス提供が常に円滑に行われるように、保守管理業務等を行うこと。

#### (1) 施設・設備保守管理業務

ア 指定管理者は、くん蒸所を適切に運営するために、日常的な点検を行い、美観を維持すること。

また、指定管理者は、施設を安全かつ安心して使用できるよう施設の保全に努めるとともに、不具合を発見した際には、速やかに、その改善が図られるよう適切に対処すること。なお、くん蒸所の構造に関わる修繕を行う場合は、事前に植物防疫所と協議を行うこと。

イ くん蒸所は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第1号に掲げる「特殊建築物で、その用途に供する床面積の合計が100㎡を超える」建築物であることから、指定管理者は、同法第12条第2項に基づき、建築物の敷地及び構造に関する点検を3年以内ごと（前回実施は平成23年5月）に行うとともに、同法同条第4項に基づく建築物の建築設備に関する点検を1年以内ごとに行うこと。

#### (2) 備品管理業務

ア 指定管理者が指定期間中に購入した備品（愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第166条に規定する備品。以下同じ。）の所有権は、指定管理者が有するものとするが、事前に県と指定管理者が協議のうえ、双方が合意したものについては、指定管理者が購入した備品を県の所有とし、指定管理者が管理する場合があること。

イ 指定管理者は、備品管理簿を備え、新たに備品を取得した場合には、県に報告すること。

#### (3) 保守点検業務

指定管理者は、設備の安全の確保及び適切な管理運営のために、保守点検等の必要な処置を講じること。

故障等の発生や短期間のうちに故障が発生すると見込まれる場合は、速やかに、その改善が図られるよう適切に対処すること。

ア 総合設備点検

年1回及び緊急時。（詳細は別記1のとおり）

イ 受電設備保安管理業務

受電設備の保安管理業務の実施に当たっては、別記2のとおりとするほか、電気事業法等関係法令及び関係規程等の規定に基づき、所要の業務を行うこと。

月次点検：月1回（絶縁監視装置を設置する場合は、隔月1回）

年次点検：年1回及び必要により臨時点検

(4) 業務日誌の作成

指定管理者は、施設の維持管理業務の実施状況を記録した業務日誌を作成するとともに、一定期間保管し、県の求めがあったときには閲覧に供すること。

(5) 維持管理計画の作成

指定管理者は、年度当初に施設維持管理計画（点検整備、法令に基づく測定・検査、調査等）を作成し、県に提出すること。

なお、計画に従って実施した点検・評価結果、整備状況、修繕等については記録を行い、施設維持管理計画に反映させること。

## 2 その他必要な業務

(1) 保税業務

くん蒸所は保税地域にあるので、税関（くん蒸所が所在する地域を管轄する税関は、神戸税関松山税関支署）やFAZ(株)等の指導のもと、所要の業務を適正に行うこと。

なお、主な業務は次のとおり。また、指定管理者は、FAZ(株)との間で、保税地域における貨物の管理方法等について、協議のうえ、その方法を決定する必要がある。

- ・保税台帳への記帳
- ・保税貨物の保全
- ・保税地域許可手数料の納付

次の手数料を、FAZ(株)を通じて、税関長に納付すること。

月額12,694円（年間152,328円）

(2) くん蒸倉庫継続指定に関する業務

くん蒸倉庫指定要綱第5の(2)に基づく継続指定審査（継続指定申請手続きは県が実施）に当たり、植物防疫所の指導のもと、審査に必要な作業を行うこと。指定管理者は、審査が実施される年度開始前に、審査に必要な作業について、植物防疫所と協議を行い、その協議の結果を踏まえて、次年度の事業計画書を作成すること。

なお、指定期間中の継続指定審査は、平成27年度末（平成28年2月頃）と、それ以降3年ごとに実施される。

(3) 薬品の管理

ア 指定管理者は、関係規程を遵守のうえ、青酸ガスの中和に必要となる中和剤（苛性ソーダ）及び中和処理後の廃液（シアン化ナトリウム（特別管理産業廃棄物））の管理（購入及び保管、廃棄）を行うこと。

イ 上記薬品の保管に当たっては、鍵のかかる専用の保管庫で保管すること。

ウ 薬品の受払い簿を作成すること。

エ 定期的に見回りを実施し、盗難、漏洩に注意すること。

## 第7 管理運営業務の基準



## 1 組織及び人員配置

指定管理者は、本業務を円滑に行うため、次のとおり職員の配置等を行わなければならない。

### (1) 配置人員等

ア 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法等関係法令を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。

イ 配置職員の中から、業務を統括する管理責任者1名を選出し、県に報告すること。

ウ 配置職員に対し、必要な研修等を行い、その資質向上に努めること。

エ 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないよう配慮するとともに、使用者の要望に応えられるものにする。

## 2 個人情報保護

指定管理者には、くん蒸所の管理運営を行うに当たり、愛媛県個人情報保護条例第14条の規定により、個人情報の適正な取扱いについての義務が課せられる。

なお、個人情報の取扱いの具体的な内容については、別記3のとおり予定しており、県と指定管理者が締結する協定で定める。

また、同条例に違反した場合には、同条例第49条又は第50条の規定に基づき処罰される場合がある。

## 3 情報の公開

指定管理者には、愛媛県情報公開条例第36条の規定により、指定管理者が保有するくん蒸所の管理に関する情報の公開について必要な措置を講ずるよう、努力義務が課せられる。

## 4 事業計画書等の作成

### (1) 事業計画書の作成

指定管理者は、毎年度、別途県が指示する日までに（例年3月頃）翌年度の管理運営に関する事業計画書を作成し、県へ提出すること。なお、作成に当たっては、県と調整を図ること。

### (2) 予算資料の作成

指定管理者は、県がくん蒸所の管理運営に係る予算を措置するために必要とする資料の作成に協力すること。（例年10月頃）

## 5 事業報告等

### (1) 年次報告書

指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、事業報告書を県に提出すること。事業報告書の主な内容は次のとおりである。詳細については、県と指定管理者が締結する協定で定める。

ア くん蒸所の管理の業務の実施状況及び使用状況

組織体制、施設等使用状況及び使用者数、施設等維持管理状況、課題分析と自己評価

イ くん蒸所の管理に係る経費の支出状況

## (2) 月次報告書

指定管理者は毎月報告書を作成し、翌月10日までに県に提出すること。報告書の詳細は県と指定管理者が締結する協定で定める。

ア 施設等使用状況及び利用者数、利用者等からの苦情とその対応状況、その他必要事項

## (3) 即時報告

管理運営業務を実施するに当たり、人身事故等重大な事故等が発生した場合は、即時報告すること。

## 6 事業評価業務

指定管理者は、利用者アンケート等によりセルフモニタリングを行い、利用者等の意見や要望を把握し、管理運営に反映させるよう努めること。

なお、施設の管理運営に関して自己評価を行い、その結果を前記の事業報告書にまとめ県に提出すること。

## 7 関係機関との連絡調整

指定管理者は、FAZ(株)等関連機関と、連携、協調し、円滑な管理運営に努めること。

## 8 指定期間終了後の引継ぎ業務

(1) 指定管理者は、指定期間が満了したとき又は指定期間満了前に指定の取消しが行われたときは、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、くん蒸所の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。

(2) 引継ぎに当たっては、引継ぎ内容が不十分であることを原因とした事故等を防止するため、危険注意箇所等について十分に確認を行うとともに、施設の使用予約に関する情報等、施設の管理運営に必要な情報を遅滞なく次期指定管理者へ提供するなど、引継ぎに遺漏のないよう十分留意すること。

## 第8 その他管理運営に必要な業務の基準

### 1 広告事業の実施

指定管理者は、くん蒸所内において、県の許可を得て、広告事業を行うことができる。この場合、くん蒸所の業務、使用者の使用及び景観に支障のない範囲内で、事業を行う場所を選定するものとする。

なお、広告事業を行う場合には、次の点に注意が必要である。

(1) 広告事業を行おうとする場合は、事前にFAZ(株)等関連機関と事前に協議を行ったうえで、実施すること。

(2) 指定管理者は、広告事業によって利益を得た場合には、くん蒸所の適正な管理運営のために充当すること。

(3) 広告主の募集、選定、条件及び料金設定等は、指定管理者が行うこと。

(4) 設置工事を行った場合は、指定管理終了時に、原則として現状に復すること。

(5) 広告事業に関する経費は、すべて指定管理者が負担すること。

### 2 監査

愛媛県監査委員等が県の事務を監査するに当たり、必要に応じ指定管理者に対し、実地に調査し、又は必要な記録の提出を求められる場合がある。

### 3 指定管理業務期間の前に行う業務

- (1) 協定項目についての県との協議
- (2) 配置する職員等の確保、職員研修
- (3) 業務等に関する各種規程の作成、協議
- (4) 現行の指定管理者からの業務引継ぎ
- (5) FAZ(株)や税関、植物防疫所等関連機関との協議及びそれに伴い必要となる諸業務

### 4 リスクの分担及び保険への加入

くん蒸所の管理運営に関する基本的なリスク分担の方針は次のとおりとし、指定管理者は、これらに基づく自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に加入すること。なお、火災保険については県が加入する。

項目	内 容	県	指定管理者
物価等の変動	人件費、物品費、光熱水費等の変動に伴う経費の増加		○
資金調達等	運営上必要な初期投資、資金の確保等		○
運営に伴うもの	不可抗力（自然災害等）による臨時休所等	○	
	施設等の管理上の瑕疵に係る臨時休所等		○
	改修、修繕、保守点検等による施設等の一部使用停止		○
施設等の損傷	不可抗力（自然災害等）によるもの	○	
	施設等の管理上の瑕疵に係るもの		○
使用者等への損害賠償	施設等の管理上の瑕疵に係るもの		○
	上記以外のもの	○	

(注) ①から③についての第一次対応は指定管理者が行うものとする。

## 第9 モニタリング

県は、施設の管理運営業務に関するモニタリングを次のとおり実施する。なお、詳細については、県と指定管理者で締結する協定で定める。

### 1 モニタリングの方法

#### (1) 定期モニタリング

県は、指定管理者から提出された月次報告書、年次報告書その他報告等により、指定管理者の業務の実施状況が、県の要求基準を満たし、適正かつ確実なサービスが提供されているかについて確認する。

(2) 現地確認

県は、必要に応じて、施設の維持管理や経理状況等に関し、指定管理者に報告を求めるほか、年1回以上、現地において施設の管理運営状況を確認するものとする。

(3) モニタリング結果の公表

県は、毎年度終了後、指定管理者からの年次報告書等を踏まえ、利用者数の実績等について、その確認結果を県ホームページで公表する。

## 2 業務不履行時の処理

(1) 改善の指示

管理運営業務が業務要求基準を満たしていない場合又は使用者が施設を使用する上で明らかに利便性を欠く場合、県は指定管理者に対して改善の指示を行うことができる。

(2) 業務の停止

県は、指定管理者が県の指示に従わないときはその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の停止を命ずることができる。

## 別記1

### 総合設備点検

#### 1 点検対象機器

- (1) 吸収塔 (HCN吸収塔) 1基
- (2) 排気ファン (LLB31/2) 1台
- (3) ダンパー類 (給・排気弁/E-FA-2) 4個  
(電動弁 (風量調節弁/SDS-E) ・ (稀釈弁/SDS-E)) 2個
- (4) 投薬機 1機
- (5) 苛性ソーダ循環ポンプ (MDF-L423CFEX-D) 2台
- (6) ポンプ類 (水洗ポンプ/JL-VTFOA-X) 1台  
(苛性供給ポンプ) 1台
- (7) 空気圧縮機 (POD-0.75PC6) 1台
- (8) 攪拌扇 7台  
換気扇 1台
- (9) タンク類 (廃液タンク) 1基  
(苛性ソーダタンク) 1基  
(洗浄水タンク) 1基
- (10) 配管類 1式 (水配管)  
(薬液配管)  
(エア配管)  
ダクト 1式 (機械室内部ダクト)  
(屋上ダクト)
- (11) 気密扉 2面
- (12) 冷凍機 (KX8A-3) 1台  
(KX5A-2) 1台
- (13) ユニットクーラー (RKME-124-3H-6E) 1台  
(RKME-88-2H-6E) 1台
- (14) 加湿器 (FT-F102H) 2台
- (15) 電気操作盤 (くん蒸制御盤・定温制御盤) 1面
- (16) ガス検知警報器 (TG-4400/300Y-6FPA-DH/SN) 1台  
(TG-300Y-SL) 1台

#### 2 保守点検業務の内容

- (1) 点検回数 年1回、及び緊急時
- (2) 点検目的
  - ・ 各機器 (くん蒸設備、定温設備、ガス検知警報器等) の点検、運転調整
  - ・ 電気系統の調整
  - ・ 機器の給油及び清掃
  - ・ 機器の各部及び主ネジ部の点検調整
  - ・ 機器各部の腐食破損の点検調整
  - ・ 冷媒補充及び冷凍機油補充

### 3 保守点検の内容

設備名	機器の種類	保守点検の内容
1 吸収塔	(1) HCN吸収塔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部の腐食・破損・液漏れの有無</li> <li>・各部の塗装の剥離確認</li> <li>・各部の給油・清掃・増締め</li> <li>・接続配管部の腐食・液漏れの有無</li> <li>・マンホール・パッキン・ボルトの状態確認</li> <li>・充填材の状況確認</li> <li>・スプレーノズル整備</li> <li>・スプレーの散水状態確認</li> <li>・散水配管の状態確認</li> <li>・液面電極の動作確認</li> <li>・液面電極防波管の動作確認</li> <li>・液面電極の監視盤表示の動作確認</li> <li>・自動、手動運転確認</li> </ul>
2 排気ファン	(1) 排気ファン (LLB31/2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部の腐食・損傷の有無</li> <li>・各部の給油・清掃及び増締め</li> <li>・ベルトの点検</li> <li>・塗装剥離の有無</li> <li>・異物の有無</li> <li>・運転状況 (異常音・振動・軸受温度) の確認</li> <li>・振動・騒音・電流・電圧・絶縁抵抗値測定</li> </ul>
3 ダンパー類	(1) 給・排気弁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部の腐食・損傷の有無</li> <li>・各部の給油・清掃及び増締め</li> <li>・各部エアリー漏れ確認</li> <li>・気密ゴム接触状態及び損傷</li> <li>・ガス漏れの有無</li> <li>・各部の動作確認</li> </ul>
	(2) 電動弁 (風量調節弁/稀積弁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部の腐食・損傷の有無</li> <li>・各部の給油・清掃及び増締め</li> <li>・各部エアリー漏れ確認</li> <li>・気密ゴム接触状態及び損傷</li> <li>・ガス漏れの有無</li> <li>・各部の動作確認</li> <li>・電動弁開閉時間確認</li> </ul>
4 投薬機	(1) 投薬機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部の腐食・損傷・ガス漏れの有無</li> <li>・運転状況確認 (電圧・電流・圧力)</li> <li>・運転状況確認 (振動・異常音・温度)</li> <li>・各部の給油及び清掃</li> <li>・各機器類 (温度計・水圧計) の動作確認</li> <li>・電流・電圧絶縁抵抗値測定</li> <li>・振動・騒音値測定</li> </ul>
5 苛性ソーダ循環ポンプ	(1) 苛性ソーダ循環ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部の腐食・損傷・ガス漏れの有無</li> <li>・運転状況確認 (電圧・電流・圧力)</li> <li>・運転状況確認 (振動・異常音・温度)</li> <li>・各部の給油及び清掃</li> <li>・電気品点検 (絶縁等)</li> <li>・各弁類 (チャッキ、ブート含む) 点検</li> <li>・グランド部パッキン点検</li> <li>・運転状況測定 (電圧・電流測定値)</li> <li>・圧力・騒音・振動・絶縁抵抗値測定</li> <li>・ポンプ軸受の状況確認</li> <li>・圧力計の動作確認</li> <li>・付属配管・エキスパンションの状況確認</li> <li>・電動機ベアリングの動作確認</li> </ul>
6 ポンプ類	(1) 水洗ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部の腐食・損傷・ガス漏れの有無</li> <li>・運転状況確認 (電圧・電流・圧力)</li> <li>・運転状況確認 (振動・異常音・温度)</li> <li>・各部の給油及び清掃</li> <li>・電気品点検 (絶縁等)</li> <li>・各弁類 (チャッキ、ブート含む) 点検</li> <li>・グランド部パッキン点検</li> <li>・運転状況測定 (電圧・電流測定値)</li> <li>・圧力・騒音・振動・絶縁抵抗値測定</li> <li>・ポンプ軸受の状況確認</li> <li>・圧力計の動作確認</li> <li>・付属配管・エキスパンションの状況確認</li> <li>・電動機ベアリングの動作確認</li> </ul>
	(2) 苛性供給ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部の腐食・損傷・ガス漏れの有無</li> <li>・運転状況確認 (電圧・電流・圧力)</li> <li>・運転状況確認 (振動・異常音・温度)</li> <li>・各部の給油及び清掃</li> <li>・電気品点検 (絶縁等)</li> <li>・各弁類 (チャッキ、ブート含む) 点検</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・グランド部パッキン点検</li> <li>・絶縁抵抗測定</li> <li>・ポンプ軸受の状況確認</li> <li>・圧力計の動作確認</li> <li>・付属配管・エキスパンションの状況確認</li> <li>・電動機ベアリングの動作確認</li> </ul>
7 空気圧縮機	(1) 空気圧縮機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部の腐食・損傷・エアリークの有無</li> <li>・Vベルト確認</li> <li>・エアフィルター確認</li> <li>・圧力調整弁（スイッチ）確認</li> <li>・運転状況確認（電圧・電流・圧力）</li> <li>・運転状況確認（振動・異常音・温度）</li> <li>・各部の給油及び清掃</li> <li>・各機器類（温度計、水圧計）の点検</li> <li>・運転状況測定（電圧・電流・絶縁抵抗・圧力測定）</li> <li>・運転時間確認</li> </ul>
8 攪拌扇及び換気扇	(1) 攪拌扇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部の腐食・損傷の有無</li> <li>・各部の給油・清掃及び増締め</li> <li>・塗装剥離の有無</li> <li>・異物の有無</li> <li>・運転状況（異常音・振動・軸受温度の確認）</li> <li>・電流・電圧絶縁抵抗値測定</li> </ul>
	(2) 換気扇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部の腐食・損傷の有無</li> <li>・各部の給油・清掃及び増締め</li> <li>・塗装剥離の有無</li> <li>・異物の有無</li> <li>・運転状況（異常音・振動・軸受温度の確認）</li> <li>・電流・電圧絶縁抵抗値測定</li> </ul>
9 タンク類	(1) 廃液タンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部の腐食・損傷・水漏れの有無</li> <li>・各部の増締め</li> <li>・各部の塗装の剥離の有無</li> <li>・接続部のエアリーク及び液漏れの確認</li> </ul>
	(2) 苛性ソーダタンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部の腐食・損傷・水漏れの有無</li> <li>・各部の増締め</li> <li>・各部の塗装の剥離の有無</li> <li>・接続部のエアリーク及び液漏れの確認</li> </ul>
	(3) 洗浄水タンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部の腐食・損傷・水漏れの有無</li> <li>・各部の増締め</li> <li>・各部の塗装の剥離の有無</li> <li>・接続部のエアリーク及び液漏れの確認</li> </ul>
10 配管類及びダクト	(1) 水配管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部の腐食・損傷・塗装の剥離の有無</li> <li>・接続部のエアリーク及び液漏れ確認</li> <li>・架台、サポートの腐食・損傷・塗装の剥離の有無</li> </ul>
	(2) 薬液配管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部の腐食・損傷・塗装の剥離の有無</li> <li>・接続部のエアリーク及び液漏れ確認</li> <li>・架台、サポートの腐食・損傷・塗装の剥離の有無</li> </ul>
	(3) エアー配管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部の腐食・損傷・塗装の剥離の有無</li> <li>・接続部のエアリーク及び液漏れ確認</li> <li>・架台、サポートの腐食・損傷・塗装の剥離の有無</li> </ul>
	(4) 機械室内部ダクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部の腐食・損傷・塗装の剥離の有無</li> <li>・接続部のエアリーク及び液漏れ確認</li> <li>・架台、サポートの腐食・損傷・塗装の剥離の有無</li> </ul>
	(5) 屋上ダクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部の腐食・損傷・塗装の剥離の有無</li> <li>・接続部のエアリーク及び液漏れ確認</li> <li>・架台、サポートの腐食・損傷・塗装の剥離の有無</li> </ul>
11 気密扉	(1) 気密扉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部の腐食・損傷の有無</li> <li>・各部の塗装の剥離の有無</li> <li>・各部の清掃・増締め</li> <li>・シートパッキン亀裂・損傷（躯体側）の有無</li> <li>・シートパッキン亀裂・損傷（扉側）の有無</li> <li>・気密扉接触状態の確認</li> <li>・油圧配管接続部の油漏れ確認</li> <li>・油圧シリンダーの油漏れ確認</li> <li>・油圧シリンダーの動作・確認</li> <li>・油圧計確認</li> <li>・油圧ポンプの確認</li> <li>・気密扉上部移動レール確認</li> <li>・気密扉下部移動レール確認</li> </ul>
12 冷凍機	(1) 冷凍機（KX8A-3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転記録チェック</li> <li>・各部の腐食・損傷の有無</li> <li>・各部の塗装の剥離の有無</li> <li>・各部の清掃・増締め</li> <li>・冷媒及び油漏れ有無</li> <li>・コンデンサーの汚れ確認</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・オイルヒーターの点検</li> <li>・圧力スイッチの作動（高圧）確認</li> <li>・圧力スイッチの作動（低圧）確認</li> <li>・油圧スイッチの作動確認</li> <li>・動作チェック</li> <li>・運転状況確認（圧縮機／高圧）</li> <li>・運転状況確認（圧縮機／低圧）</li> <li>・運転状況確認（冷凍機／吐出温度）</li> <li>・運転状況確認（冷凍機／吸入温度）</li> <li>・運転状況確認（冷媒液温度）</li> <li>・運転状況確認（電圧・電流）</li> <li>・運転状況確認（絶縁値測定）</li> <li>・運転状況確認／倉庫温度（操作盤温度）</li> <li>・運転状況確認（計測時間）</li> <li>・運転状況確認（外気温度）</li> </ul>
	(2) 冷凍機（KX5A-2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転記録チェック</li> <li>・各部の腐食・損傷の有無</li> <li>・各部の塗装の剥離の有無</li> <li>・各部の清掃・増締め</li> <li>・冷媒及び油漏れ有無</li> <li>・コンデンサーの汚れ確認</li> <li>・オイルヒーターの点検</li> <li>・圧力スイッチの作動（高圧）確認</li> <li>・圧力スイッチの作動（低圧）確認</li> <li>・油圧スイッチの作動確認</li> <li>・動作チェック</li> <li>・運転状況確認（圧縮機／高圧）</li> <li>・運転状況確認（圧縮機／低圧）</li> <li>・運転状況確認（冷凍機／吐出温度）</li> <li>・運転状況確認（冷凍機／吸入温度）</li> <li>・運転状況確認（冷媒液温度）</li> <li>・運転状況確認（電圧・電流）</li> <li>・運転状況確認（絶縁値測定）</li> <li>・運転状況確認／倉庫温度（操作盤温度）</li> <li>・運転状況確認（計測時間）</li> <li>・運転状況確認（外気温度）</li> </ul>
13 ユニットクーラー	(1) ユニットクーラー（RKME-124-3H-6E）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部の腐食・損傷の有無</li> <li>・運転状況確認（電圧・電流）</li> <li>・運転状況確認（振動・騒音）</li> <li>・運転状況確認（圧力）</li> <li>・各部の給油及び清掃</li> <li>・電気品点検（絶縁等）</li> <li>・各弁類点検（開閉操作確認）</li> <li>・ドレン詰まり除去・ドレンパイプ清掃</li> <li>・モーターベアリング点検</li> <li>・接続配管外観点検</li> <li>・電圧・電流測定</li> <li>・絶縁抵抗値測定（ファン）</li> <li>・絶縁抵抗値測定（暖房ヒーター）</li> <li>・絶縁抵抗値測定（デフロストヒーター）</li> </ul>
	(2) ユニットクーラー（RKME-88-2H-6E）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部の腐食・損傷の有無</li> <li>・運転状況確認（電圧・電流）</li> <li>・運転状況確認（振動・騒音）</li> <li>・運転状況確認（圧力）</li> <li>・各部の給油及び清掃</li> <li>・電気品点検（絶縁等）</li> <li>・各弁類点検（開閉操作確認）</li> <li>・ドレン詰まり除去・ドレンパイプ清掃</li> <li>・モーターベアリング点検</li> <li>・接続配管外観点検</li> <li>・電圧・電流測定</li> <li>・絶縁抵抗値測定（ファン）</li> <li>・絶縁抵抗値測定（暖房ヒーター）</li> <li>・絶縁抵抗値測定（デフロストヒーター）</li> </ul>
14 加湿器	(1) 加湿器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外観・取付状況確認</li> <li>・各部の腐食・損傷の有無</li> <li>・配管取付状況（給水・排水）確認</li> <li>・弁、ダンパ動作チェック</li> <li>・運転状況測定（電圧・電流）</li> <li>・運転状況測定（絶縁抵抗）</li> </ul>
15 電気操作盤	(1) くん蒸制御盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部の腐食・損傷・塗装の剥離の有無</li> <li>・各部の異常音・振動の有無</li> <li>・各部の清掃・増締め</li> <li>・盤内 開閉器の異常の有無</li> <li>・盤内 電磁接触器異常の有無</li> </ul>



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・盤内 過電流継電器設定の良否</li> <li>・盤内 補助継電器異常の有無</li> <li>・盤内 タイマー設定の良否</li> <li>・盤内 スイッチ類の選択の良否</li> <li>・盤内 電流計指示の良否</li> <li>・盤内 表示等の良否</li> <li>・温度調節計 入力信号の良否</li> <li>・温度調節計 出力信号の良否</li> <li>・温度調節計 動作状態の良否</li> <li>・温度調節計 表示等の良否</li> <li>・シーケンサ バッテリー状態の良否</li> <li>・シーケンサ 作動状態の良否</li> <li>・監禁警報 作動状態の良否</li> <li>・絶縁抵抗値測定</li> </ul>
	(2) 定温制御盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部の腐食・損傷・塗装の剥離の有無</li> <li>・各部の異常音・振動の有無</li> <li>・各部の清掃、増締め</li> <li>・盤内 開閉器の異常の有無</li> <li>・盤内 電磁接触器異常の有無</li> <li>・盤内 過電流継電器設定の良否</li> <li>・盤内 補助継電器異常の有無</li> <li>・盤内 タイマー設定の良否</li> <li>・盤内 スイッチ類の選択の良否</li> <li>・盤内 電流計指示の良否</li> <li>・盤内 表示等の良否</li> <li>・温度調節計 入力信号の良否</li> <li>・温度調節計 出力信号の良否</li> <li>・温度調節計 動作状態の良否</li> <li>・温度調節計 表示等の良否</li> <li>・シーケンサ バッテリー状態の良否</li> <li>・シーケンサ 作動状態の良否</li> <li>・監禁警報 作動状態の良否</li> <li>・絶縁抵抗値測定</li> </ul>
16 ガス検知警報器	(1) ガス検知警報器（機械室/臭化メチル・青酸ガス）（TG-4400/300Y-6FPA-DH/SN）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配線状態確認</li> <li>・電源ランプ確認</li> <li>・動作テスト</li> <li>・警報設定確認</li> <li>・警報ランプ動作確認</li> <li>・警報ブザー確認</li> <li>・警報動作確認</li> <li>・復帰動作確認</li> <li>・流量確認</li> <li>・熱分解器の良否</li> <li>・フルスケース確認</li> <li>・試験ガス濃度確認</li> <li>・調整値確認</li> <li>・零点確認</li> <li>・警報精度確認</li> <li>・応答速度確認</li> </ul> <p>※青酸ガスの場合は、流量確認及び熱分解器の実施項なし。</p>
	(2) ガス検知警報器（A・B系統/シアン水素）（TG-300Y-SL）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配線状態確認</li> <li>・電源ランプ確認</li> <li>・動作テスト</li> <li>・警報設定確認</li> <li>・警報ランプ動作確認</li> <li>・警報ブザー確認</li> <li>・警報動作確認</li> <li>・復帰動作確認</li> <li>・流量確認</li> <li>・フルスケース確認</li> <li>・試験ガス濃度確認</li> <li>・調整値確認</li> <li>・零点確認</li> <li>・警報精度確認</li> <li>・応答速度確認</li> </ul>

別記2

受電設備保安管理業務

1 受電設備の容量及び受電電圧  
115kVA 6.6kV

2 受電種別（使用期間）  
常時

3 点検頻度

(1) 月次点検 毎月1回（絶縁監視装置を設置する場合は、隔月1回）  
（主として、運転中の施設を点検することをいう。）

(2) 年次点検 毎年1回  
（主として、施設の運転を停止して点検することをいう。）

(3) 臨時点検  
異常が発生した場合及び発生するおそれがある場合など、必要に応じて行う。

4 保守点検内容

電 気 工 作 物		点 検 項 目	点 検 の 種 別		工事中の点検 臨時点検
			定 期 点 検		
			月次点検	年次点検	
受 配 電 設 備	責任分界となる開閉器、 電線、ケーブル及び支持物	外観点検	○		必 要 の 都 度
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		※1 ○	
		動作試験		○	
		継電器動作特性試験		1回/3年	
	遮断器及び開閉器	外観点検	○		
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		動作試験		○	
		内部点検		1回/6年	
		絶縁油酸価測定		上記結果により必要の都度	
	母線、断路器、計器用変 成器、電力用コンデンサ 及び避雷器	外観点検	○		
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	変圧器	外観点検	○		
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		漏れ電流測定	○		
		内部点検		1回/6年	
		絶縁油酸価測定		上記結果により必要の都度	
配電盤及び制御回路	外観点検	○			
	観察点検		○		
	絶縁抵抗測定		○		
	継電器動作特性試験		1回/3年		
	計器校正試験		必要の都度		
接地装置	外観点検	○			

		観察点検		○	
		接地抵抗測定		※2 ○	
電気 使用 場所 の設 備	電動機、電熱器、その他 電気機器類、照明装置、 配線、配線器具及び接地 装置	外観点検	○		
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		※3 ○	
		接地抵抗測定		※2 ○	
	絶縁監視装置（設置する 場合）	外観点検	○		
		動作試験			○

注1 外観点検とは、電気を止めない状態において梯子、その他の器具を用いずに到達できる範囲内の最も見やすい箇所から、主として目視（必要に応じ携帯計器の使用を含む。）により、電気工作物を点検することをいう。

2 観察点検とは、電気を止めて電気工作物を、目視のほか、触手により点検することをいう。

3 変圧器の二次側より最初の主開閉器電源側までの電路と大地間との絶縁抵抗測定は、漏洩電流測定により代えることができる。

4 ※1を付した項目は、停電範囲その他の理由によって実施しない場合もある。

5 ※2を付した項目は、過去の実績により、その全部又は一部を省略することもできる。

6 ※3を付した項目は、絶縁監視装置の動作状況、過去の測定実績値等を検討し、絶縁状態が良好と判断される場合は、測定周期を延長することもできる。

## 別記3

# 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 指定管理者は、個人情報保護の重要性を認識し、その業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 指定管理者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。指定管理者としての指定期間が終了し、又は指定が解除された後においても、同様とする。

2 指定管理者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

### (収集の制限)

第3 指定管理者は、その業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (適正管理)

第4 指定管理者は、その業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (利用及び提供の制限)

第5 指定管理者は、愛媛県の指示又は承認があるときを除き、その業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

### (複写、複製の禁止)

第6 指定管理者は、その業務を処理するために愛媛県から提供された個人情報が記録された資料等を、愛媛県の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止等)

第7 指定管理者は、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ愛媛県の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、愛媛県の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、愛媛県が指定管理者に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3 指定管理者が愛媛県の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、指定管理者の行為とみなす。

### (資料等の返還等)

第8 指定管理者は、その業務を処理するため愛媛県から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに愛媛県に返還するものとする。ただし、愛媛県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 指定管理者は、その業務を処理するため指定管理者自らが収集し、又は作成した個人情報  
が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄又は消去するものとする。  
ただし、愛媛県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第9 指定管理者は、その業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録され  
た資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、指定  
管理者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地調査)

第10 愛媛県は、指定管理者がその業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、  
随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第11 愛媛県は、指定管理者がその業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保す  
るため、指定管理者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提  
出を求めることができる。

(事故報告)

第12 指定管理者は、ここに定める特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれ  
あることを知ったときは、速やかに愛媛県に報告し、愛媛県の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 指定管理者は、その責めに帰すべき事由により、その業務の処理に関し、個人情報  
の取扱いにより愛媛県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなら  
ない。再委託先の責めに帰する事由により愛媛県又は第三者に損害を与えたときも、同様  
とする。

(指定の取消し等)

第14 愛媛県は、指定管理者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、  
指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずる  
ことができる。



## 協約書

(植物防疫所の指導に基づき、施設管理者と使用者が締結)

愛媛県植物くん蒸所（以下「くん蒸所」という。）における植物検疫くん蒸の実施に際し、愛媛エフ・エー・ゼット株式会社（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、くん蒸作業を安全かつ完全に実施するため、危害防止に関する責任分野を下記のとおり定め、その証として本協約書を作成し、実施するものとする。

### 記

(法令・要綱等の遵守)

第1条 乙は「植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱」（昭和43年4月23日43農政B第699号）を熟知しこれを遵守すると共に、関連する法令等に違反することがあってはならない。

(防除業者としての資格証明及び作業従業者名簿の提出)

第2条 乙は、この協約締結にあたり、国等が定めた防除業者としての資格証書の写し及び、くん蒸作業に従事する作業主任者・作業者等の名簿を甲に提出しなければならない。

(くん蒸施設等の点検・整備)

第3条 乙は、くん蒸に必要な施設・機器・付帯設備等を常時点検し、業務に支障のないように整備しておくと共に、次の各号を遵守すること。

- (1) くん蒸作業実施前には、必ず前項の機器等を整備すると共に施設の周辺を点検し安全を確保すること。
- (2) 点検中に異常を発見したときは、速やかに甲に報告すると共に、可能な限りの整備を行い安全対策を行うこと。
- (3) 安全が保障されないと判断したときは、作業を中止すること。

(くん蒸作業の開始)

第4条 乙は、作業開始に先だって、くん蒸庫内及び周辺にいる全ての者にくん蒸開始を予告し、待避措置を行うと共に投薬開始から開放後安全を確認するまで監視員を配置し、くん蒸施設内及び周辺に関係者以外の者が立ち入らないよう警備すること。

- 2 乙は、くん蒸施設の出入口及び周辺に「くん蒸実施中」「立入禁止」等の表示を行うと共に警戒を要する範囲に囲障を設置して事故発生の未然防止に努めること。
- 3 乙は、くん蒸中ガスの漏洩点検を定期的に行うこと。ただし、長時間くん蒸（24時間以上）になるものについてはこの限りでない。
- 4 乙は、くん蒸作業施設及び機器等に異常が発見されたときは、施設機器メーカー等が定めるマニュアルに添って対策を行うと共に、甲に連絡し人身上の安全措置を講じること。また、場合によっては、作業を中止し、安全対策を講じること。

(くん蒸作業の完了)

第5条 乙は、規定時間のくん蒸を行った後、庫内ガスの排出作業に移行するが、概ねガス排出が終了した時点で、庫内の残留ガスを規格試験に合格した検知器により検査し、植物検疫で定められた抑制濃度以下に希釈され、庫内立入の安全を確認した後、甲に立入作業可能の旨を伝達するものとする。

2 乙は、作業完了後速やかに、「くん蒸実施中」「立入禁止」等の表示、囲障を撤去するものとし、機械室等については、施錠し機械器具等の損傷がないようにすること。

(危害事故に際しての措置)

第6条 乙は、危害防止対策要綱等で定められた防毒マスク・救急薬品等一式を常備し、投薬開始から開放後現場引き上げまでの間、社員及び関係者並びに一般人等に危害事故が発生した場合、乙の責任により応急措置を取ると共に、速やかに緊急病院等で回復措置を行うこと。

(薬剤の搬入・搬出)

第7条 乙のくん蒸処理にあたって使用する薬剤については、乙の管理のもと必要量を作業の都度搬入するものとし、残余の薬剤は作業終了後搬出し、施設内に保管しないこと。(この場合の施設とは愛媛国際物流ターミナル敷地全体を指すものとする)

(中和処理にあたって発生した産業廃棄物)

第8条 乙は、青酸ガスくん蒸によって発生する中和剤化合物(産業廃棄物)は、施設管理者で処理するものであるが、廃液貯溜量の確認、及び廃液タンクからの漏出の有無については、常時確認すること。

(疑義)

第9条 この協約書の内容について、疑義が生じたときは、甲乙双方で協議して解決するものとする。

(協約書有効期限)

第10条 この協約書の有効期限は、協約締結の日から1ヶ年とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲・乙いずれからも別段の意思表示がないときは、さらに1ヶ年延長するものとし、以後これに準じて延長する。